

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、楠見池土地改良区、飯山町東小川土地改良区、丸亀市飯山町岡土地改良区及び飯山町寺井土地改良区が合併し、丸亀市飯山町土地改良区を設立することについて、平成20年2月14日認可した。

なお、合併前の楠見池土地改良区、飯山町東小川土地改良区、丸亀市飯山町岡土地改良区及び飯山町寺井土地改良区は、合併により解散する。

平成20年2月26日

香川県知事 真 鍋 武 紀